

～被害者と共に考え、共に歩む～

vol.25

# 支援センターだより



撮影:らちひとし

## ～目次～

- 「警察における被害者支援」  
静岡県警察本部長
- 「被害者参加制度について」  
弁護士 池田剛志
- 「犯罪被害者週間」活動報告
- 「国民のつどい浜松大会」に参加して
- やまがた支援センター・浜松自助会交流会
- 犯罪被害者支援の雑感 Part2
- 賛助会費・寄付金のお願い

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
NPO法人(特定非営利活動法人)

## 静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

054-209-5533

受付時間: 10時00分～16時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

# 警察における被害者支援

静岡県警察本部長 原田 宗宏



## ■ はじめに ■

皆様方におかれましては、新たな年を迎え、ますますご清適のこととお慶び申し上げます。

また、平素から犯罪被害者支援にご高配いただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、これまで被害者に対する問題が放置されてきたため、被害者は、声をあげられず、泣き寝入りを強いられる存在でありました。ところが近年、悲惨な事件や事故の増加、そして何よりも勇気ある被害者自身の声によりまして、被害者支援に対する社会的関心や取り組みに大きな進展が見られるようになり、私自身も嬉しく感じております。

それと言いますのも、私は、警察庁で犯罪被害者対策に取り組み始めた最初の犯罪被害者対策室長をやらせていただき、その時に、被害者の置かれた現状を知れば知るほど、警察の対応はもちろん、司法・行政機関や報道機関、一般国民に至るまで社会全体で被害者支援に取り組まなければ、被害者が救われることはないと感じてきたからです。

## ■ 最近の施策推進状況 ■

すでにご承知のとおり、被害者等皆様のご尽力により、国におきまして、犯罪被害給付制度に関し、最高額を自賠責並に引き上げるなどその拡充が図られ、また、昨年12月には、刑事裁判への被害者参加制度や刑事裁判の手続きを利用して損害賠償請求を審理する制度がスタートしました。また、現場で被害者支援にあたる関係機関・団体の皆さんのための犯罪被害者支援ハンドブックのモデル案も作成されるなど、基本計画に定められた施策がそれぞれ具体的な形で進んでいます。

## ■ 本県警察の取り組み ■

本県警察では、基本計画に基づき、①損害回復・経済的支援等の推進、②精神的・身体的被害の回復、③被害者支援等のための体制整備、④県民の理解の増進と配慮・協力の確保を具体的施策に掲げ、犯罪被害者支援を行っているところであります。

その一例をあげますと、経済的支援では、犯罪被害者

等給付金の申請から給付までの迅速かつ計画的な事務処理や、昨年12月に施行されたオウム犯罪被害者救済法対象者に対する給付金の支給、捜査上必要な諸費用の公費負担等を行っているところであります。

また、精神的・身体的被害の回復につきましては、本部犯罪被害者支援室と警察署が連携した被害者支援活動、部内の被害者支援カウンセラーの運用を推進しており、その体制も、各警察署員の中から被害者支援要員を指定するなどして、被害者支援体制を確立しております。

更に、県民の理解を深めるため、各種広報媒体を活用した広報啓発活動、キャンペーンを行っております。

県民の安全・安心な生活を守る警察にとって、被害者支援は警察本来の業務と再認識し、職員が一人となって被害者支援に取り組んでいるところであります。

## ■ 今後の課題 ■

もとより、新たな制度が設けられても、被害者に対して、具体的な支援として機能しなければ何の意味もありませんし、警察が行う被害者支援活動にも限界があります。被害者が立ち直り、再び地域において平穏に暮らせるようになるためには、これまで以上に民間被害者支援団体、関係機関が連携を強化して、それぞれ行うべき施策を確実に推進していくことが重要だと思っております。

そしてこのような中、今後とも、被害者や被害者支援に当たっておられる方々の意見や要望に耳を傾け、あるいはそのような声をマスコミなどを通じて広く国民・県民に積極的に紹介していくことによって、支援が一層広がり、充実するようになっていくことが重要であると考えております。

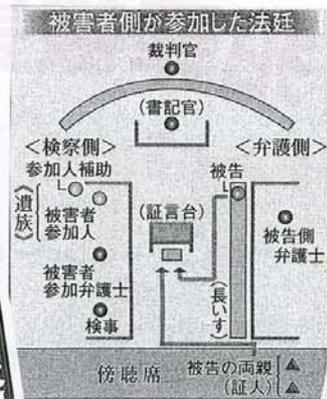
## ■ 終わりに ■

未だ多くの課題があり、関係の皆様からの期待もあろうかと存じますが、引き続き被害者支援活動に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

今後とも、静岡犯罪被害者支援センターの皆様を始め、関係の皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 「被害者 参加裁判」 スタート

県内初の被害者参加裁判



交通死公判に遺族

## 被害者参加制度について

静岡県弁護士会 犯罪被害者支援対策委員会委員長 弁護士 池田 剛志

新聞報道等により皆様もご承知と思いますが、今般の法改正により、被害者が刑事裁判に参加できるようになりました。これまでも被害者が被害に関する心情を法廷で述べる制度はありましたが、それにとどまらず、法廷の中で、被害者が証人や被告人に対して質問したり、被告人の処罰について意見を述べるできるようになりました。被害者は、証拠としてではなく、主体的に刑事裁判に関わることができるようになったのです。これは日本の刑事裁判の歴史を大きく変える法改正といえます。

ただ、どの事件の被害者も参加できるわけではありません。傷害罪、殺人罪、強姦罪、強制わいせつ罪、強盗致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪などの一部の犯罪の被害者に限られ、窃盗罪などの被害者は参加できません。もちろん、被害者が参加するかどうかは自由であり、参加しなくてもかまいません。

被害者による証人への質問（証人尋問）については大きな制限があります。被害者が証人に質問できることは、事件の内容と関係のない、一般的な情状に関する事項に限られ（例：情状証人として証言した家族が謝罪に来た時の態度）、しかも、その証人の既にした証言が嘘ではないか問いただすための質問（反対尋問）に限られます。このように質問できる内容に大きな制限があるため、被害者が独力で証人尋問を行うことはなかなか大変です。

これに対して、被害者による被告人への質問（被告人質問）は、意見陳述をするために必要な質問であればすることができるため、証人尋問より広範囲の質問ができます。事件の内容にわたる質問もできます。もっとも、検察官と質問が重複してはいけませんので、検察官と事前によく打ち合わせを行い、質問の分担について調整しておく必要があります。

論告・求刑を行うことは検察官の専権だったのですが、被害者も行うことができるようになりました。検察官より重い求刑をしてもかまいません。ただ、起訴状に書いてある犯罪事実の範囲内に限られますので、傷害致死罪で起訴されているのに、被告人は殺人罪だとの論告を行うことはできません。

このように、被害者が参加できるようになったと言っても、専門知識が必要な部分もありますので、負担軽減の意味でも犯罪被害者支援弁護士の助けを借りた方がいいと思います。

経済的に厳しく、弁護士を選任することに不安のある被害者については、国の費用で弁護士を選任できる国選被害者参加弁護士制度がありますので、この制度を利用されるとよいでしょう。

静岡県弁護士会では犯罪被害者相談を初回相談については無料で行っていますので、犯罪被害を受けてお悩みの方は、最寄りの弁護士会にご連絡ください。

# 「犯罪被害者週間」活動報告



去る11月1日～12月1日までの間、静岡県庁正面玄関において、立て看板『乗り越える 勇気をくれる みんなの支援』を掲出し、被害者支援を呼び掛けました。

また、静岡市役所市民生活課のご協力により、市役所壁面に懸垂幕を掲出していただき、更に葵区役所及び清水区役所の2会場において、パネル展を開催し、来庁された方々に対し、パンフレットや遺族の手記「みかんのはな」を配布していただきました。

パネル展に来場された方々は、遺族の手記を手に取り、被害者や遺族が置かれている現状を知り、被害者支援の必要性を実感したようでした。



## ～JR静岡駅構内において街頭広報～

11月25日、静岡県警（警察本部犯罪被害者支援室、静岡中央警察署、静岡南警察署）、さらに静岡市役所市民生活課の職員の協力を得て、静岡市のJR静岡駅において犯罪被害者支援の街頭広報を行いました。



# 「平成20年度『犯罪被害者週間』国民のつどい浜松大会」に参加して

浜松自助会会員 清澤 郁子



「犯罪被害者週間」国民のつどいが浜松で開催され、パネルディスカッションではパネラー（被害者遺族当事者）として発言の場をいただきました事を、関係者並びに会場にお越しくださり耳を傾けてくださった多くの方々に心から感謝申し上げます。

2004年「犯罪被害者等基本法」が成立されました。それらは被害者遺族が真実を受入れ、犯罪による不幸を克服し、あらゆる場面での人間再生への機能を有するものではなくはなりません。その為にも各制度の根底に流れる必要なものは、被害者遺族自身が安心し、長期に渡り「社会から見守られている」という社会への信頼感ではないでしょうか？

残念ながら現行制度では、被害者遺族自身による積極的な制度への関心と活用がなければ、被害者支援が一人一人に行き渡らないのが現状です。事件事故直後は当事者本人もその必要性を感じることができず、裁判はもちろん精神的なケアにおいても何も対処が成されず、過ぎゆく日常の中で生きることに精一杯で、不健全な精神状態を抑えざるを得ないのが実情ではないでしょうか？その意味においても今回のように、国・県・市が一体となって犯罪被害者支援の大会が地方都市で開催され、その必要性を多くの方々に伝えることができたのは有意義であったと思われれます。と同時にこれらを一過性のもので終えることなく、今後も様々な形で継続的に行われていくことで、まさに現在犯罪被害の渦中にある方々だけではなく、時代背景の中で埋もれざるを得なかった犯罪被害者遺族の精神的ケアも改めて見直されていくべきでしょう。（犯罪被害者の心の傷は時間の経過だけで解決されるものではありません。）

犯罪被害者遺族は大切な家族を守れなかったという罪責感から、自己否定・自己犠牲・自己喪失・自己破壊という道を、まるでボールが坂道を転がって行くように無意識に思考が転回し、自分自身を追い

詰めてしまいがちです。一般的にはそれらはまだ理解されず、端から見たら奇異に映ることもあるかもしれませんが。しかしそれが外から見えない心に大きな傷を負った人間のごく普通の姿であり（今後脳科学の発展により明らかになって行くでしょう）、それらが長い間放置されていたのが日本の歴史における犯罪被害者遺族の過酷な現実であり、被害者遺族への偏見を生み出す要因ともなっていたのです。

それらを食い止めるのには、犯罪被害にあった直後から多岐にわたるその時々適切な支援が重要です。現在こうして国を挙げて犯罪被害者支援の必要性和重要性が唱えられるようになり、国民はもちろん、犯罪被害者遺族当事者もその意識の転換を求められています。大人でさえもそのトラウマが、身体的および社会生活において生きにくさを引き起こす大きな原因になっていることを自覚できないものであるならば、ましてや日本の未来を担う子供たちにとって行政における早期支援の危機介入は絶対的なものでしょう。

犯罪被害にあわれた方々が、安心していつでも何処でも情報や精神的ケアを受けられる体制や、その立ち直りを長期的に見守ってくださる周囲の方々の理解を必要としています。関係機関はもちろん、職場・自治会・学校・他、それぞれがそれぞれの形でこの「国民のつどい」を機に、犯罪被害者支援が身近なものとして浸透していくことを願っております。「犯罪被害者週間」国民のつどいにおける県民の皆様のお力添えに感謝を述べさせていただくと共に、今後とも犯罪被害者遺族に対する皆様の温かいご支援を賜りたく心からお願い申し上げます。



## ～やまがた支援センターと浜松自助会との交流会～

平成21年1月17日、やまがた支援センターから4名の方々のご来静を得て、浜松市福祉交流センターにおいて「やまがた&静岡交流会」が開催されました。

午前中は、支援活動状況や抱えている問題点等が話し合われ、午後からは、交通遺族の会「こまくさの集い」渡邊里香代表を交え、「浜松自助会」の仲間たちとの交流が行われました。

帰路は「夕映えの富士を見たい」と楽しみにされていた「やまがた支援センター」の皆さん、今後ともよろしくお願いたします。



## 遺族になって早3年

交通事故被害者遺族 瀬崎 多津子

見た目には普通の生活を送っているように見えますが、今でもあのことは何だったのだろう、本当に経験したのだろうか、現実感がないような気がしています。

当時、高校一年生だった長男は今大学一年生。進学校でしたので大学に行っているでしょう。農業関係の仕事をしたいという夢を持ち、それを実現させるために学んでいるでしょう。私の中では、毎日息子がいます。

リビングにはハンガーに服を掛け、食事と同じ物を用意して、私の隣に枕を置き、プーさんのぬいぐるみを並べ、一緒に眠る。くじけそうになると、あの子がちゃんと見て守ってくれると思い、立ち上がって歩き始める。そんな毎日です。

今、浜松で毎月一回、自助会をして、同じ仲間同士心のリハビリをしています。普段生活していく中で、どこか無理をして、複雑な思い、見ないふり、考えないようにしている自分があります。そんな中で、月一回本音を出せる時間です。遺族が抱える悩み、気持ちを話し、気分転換をして元気をもらって帰る。私にとって、とても大切な時間です。

今回、その会にやまがた支援センターの方が参加しました。同じ経験をした者同士、理解しあえるものがあり、とても有意義な時間を過ごしました。

彼女は娘さんを亡くして12年。話の中で、私の状態を分かってくれる安心感で、初対面にもかかわらず、旧友のような雰囲気、心暖かい時を過ごせました。事故当時、自分の感情をコントロールできなくて、のた打ち回り、嘆き悲しみ苦しみ、現実を受け止められない状態から少しずつ歩きだし、自分なりのストレス解消を見つけ、気持ちのごまかし方を覚え、一日のリズムが出来上がってきました。それでも、ふとした時に、やりきれない思いが襲ってくる。子供を亡くした親は、いつも心のどこかに申し訳ないという思いがあります。それを一生背負って生きています。人それぞれ生きていけばいろいろありますが、経験した重さがそれぞれ違う。乗り越えられないことは与えられないと言われますが、乗り越えられるのではなく、乗り越えていくか、遠回りして進んでいくしかないので。1年過ぎたから、5年過ぎたからではなく、10年でも20年でもふと昨日のように思える時がある。同じ経験をして、それぞれの道を歩き、スピードも違う。それでも理解しあえる部分がある。

遺族はとても孤独を感じる時があります。そんな時に同じ体験をした方たちと本音を言える場所、時間を設けていただき、とても嬉しく思いました。これからもこうした時間を過ごし、心のリハビリをしていきたいと思いました。

## 「犯罪被害者支援の雑感 Part2」

専務理事兼事務局長 佐々木 宏

先般、「静岡市犯罪被害者等庁内連絡会議」に参加させていただきました。

被害者支援に関わる担当者が、「被害者支援」を理解し、相互に共通認識を持つことは、職員の意識向上のためにも非常に有意義なことであると感じています。

支援を更に前進させるには、事件・事故後に、被害者等が直面し、困っている健康、福祉、住宅、雇用、教育、日常生活などの支援を、「市民生活を守る」自治体自らが、具体的な施策を市民に示すことが最も重要なことと思っています。

県の調査（H20.12.31現在）によると、被害者支援総合窓口を設置している自治体は13/37（約35%）で、しかも、看板も掲出されていない所もあるようです。

県民が不幸にして、犯罪や事故にあわれた時に、被害者の方々が平穏な日常生活を取り戻せるには、ライフネットワークを兼ね備えている自治体の支援が不可欠で、今後とも連携を図りながら支援していきたいと思っております。



平成21年1月29日 静岡市役所において講演

# 支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成20年11月1日～平成21年1月31日 アイウエオ順（敬称は略させていただきました。）



平成21年1月29日 堀江きよ様、ラ・メヌエット様よりご寄附を頂戴しました。

浅賀 由幸

有田 尚樹

伊東市地域行政連絡調整協議会  
(株)イマイズミ

磐田警察署

海野 玲子

大島 あき子

大庭 茂利

勝又 章

国民のつどい浜松大会

古郡 英治

御殿場警察署

小林 武子

佐野 征二

静岡県警察官友の会松崎支部

静岡県警察官友の会森支部

静岡県公営競技連絡協議会

静岡県交通安全協会蒲原地区支部

静岡県交通安全協会島田地区支部

静岡県質屋組合連合会

静岡南地区安全運転管理協会

島田警察署 被害者支援連絡協議会

下田地区安全運転管理協会

千歳町自治会

沼津警察署

羽田 ひとみ

HADA CLINIC 羽田 正人

浜北ライオンズクラブ

浜松中央警察署

富士アセチレン工業(株)

富士警察署

富士宮警察署

堀江 きよ

松崎警察署

松本 喜代子

溝口 敦

望月 威男

森警察署

焼津警察署

山本 正次

ラ・メヌエット

匿名 2件

## 《賛助会員募集・ご寄付のお願い》

支援センターの活動は、皆様からの賛助会費・寄付金によって支えられています。

被害者支援活動が活発に行えますよう、ご協力とご支援をお願いいたします。

### ○賛助会費

法人・団体 1口 10,000円以上 個人 1口 2,000円以上

### ○寄付金について、金額を問いません。

賛助会員・寄付者の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りします。

また、被害者支援講演会などのイベントが開催される際には事前にお知らせをします。

【振込口座】 郵便振替：口座番号 00870-7-50944 【加入者名】 静岡犯罪支援者センター

**皆様方の温かいご支援をお待ちしております。**

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

後 援

静岡県警察本部  
静岡県被害者支援連絡協議会

発 行 NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター  
〒420-0839

静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号

発行責任者 専務理事兼事務局長 佐々木 宏

発 行 月 平成21年2月